

諸手当認定マニュアル (児童手当編)

正規教職員・再任用職員



手当の請求は速やかに！

～事実発生日から 15 日以内の届出を～

四万十町事務職員部会



〇児童手当って何？ いくらもらえるの？

児童手当とは、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に、中学校修了前の児童を養育している方に支給される手当です。この手当を受けられるのは1つの家庭の中で1人で、例えば父母がともにこの手当の支給要件に該当する場合は、「児童の生計を維持する度合いが高い者」ということで、通常は所得の高い方で請求します。

☆支給要件

日本国内に住所があり、

- ①支給要件児童（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童）を監護し、かつ、これと生計を同じくする父又は母（支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、未成年後見人とする）
- ②国外にいる父母等が生計を維持している支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者で、父母等が指定する者
- ③上記①、②のいずれにも監護されず又は生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者

※その他の支給要件

- ①児童養護施設等に入所している支給要件児童については、施設の設置者等に支給
- ②監護・生計同一要件を満たす者が複数いる場合は、生計を維持する程度の高い者に支給。ただし、離婚し、又は離婚協議中である父母が別居している場合は、児童と同居している者に支給

☆支給金額

受給資格者の前年の所得（1～5月分の児童手当は前々年の所得とする）により、支給金額が変わります。次項の所得額の計算式により算出した所得額が、所得制限限度額表の扶養親族等の数に対応する所得制限限度額未満であれば、法第6条に基づく児童手当が支給され、限度額以上であれば、法附則第2条に基づく特例給付が支給されます。

扶養親族の数とは？ 前年（1～5月分の児童手当は前々年）の市町村民税の課税計算上（12月31日時点）での控除対象配偶者及び扶養親族の数。ただし、前年の12月31日において、扶養親族等でない児童の生計を維持していた場合、当該児童は扶養親族等の数となる。



所得額の計算式

児童手当（特例給付）における所得の額【法第5条第1項に規定する所得の額】

＝①に掲げる金額の合計 － 8万円 － ②に掲げる控除額

①	地方税法に規定する ・総所得金額 ・退職所得金額 ・山林所得金額 ・土地等に係る事業所得等の金額 ・長期譲渡所得の金額 ・短期譲渡所得の金額 ・先物取引に係る雑所得等の金額
	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法特例等に関する法律に規定する ・条約適用利子等の額並びに条約適用配当等の額の金額

②	地方税法に規定する ・雑損控除 ・医療費控除 ・小規模企業共済等掛金控除	当該控除額
	・障害者控除	27万円（1人につき）
	・特別障害者控除	40万円（1人につき）
	・寡婦控除	27万円
	・ひとり親控除	35万円
	・勤労学生控除	27万円

※給与所得又は雑所得（公的年金等に係るものに限る。以下同じ。）を有する者については、当該給与所得金額及び雑所得金額の合計額から10万円を控除して得た額

所得制限限度額表

扶養親族等の数	所得制限限度額	備 考
0 人	622万円	扶養親族等が所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、左記の額に当該老人控除対象配偶者及び老人扶養親族1人につき6万円を加算する
1 人	660万円	
2 人	698万円	
3 人	736万円	
4 人	774万円	
5 人	812万円	

（注）扶養親族等の数が6人以上の場合は、1人につき38万円（扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額



対 象 児 童		所得制限限度額未満	所得制限限度額以上
3歳未満		15,000円	5,000円
3歳以上小学校修了前	第1子、第2子	10,000円	
	第3子以降	15,000円	
中学生		10,000円	

(月額・1人につき)

戸籍上の第1子、第2子ではなく、養育する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者【＝児童手当法の定義による「児童」】の中で、一人目二人目・・・という意味

支給例

①16歳 0円 (支給要件児童ではないが、「児童」の第1子としてはカウントをする)

8歳 10,000円 (第2子:「児童」の二人目)

5歳 15,000円 (第3子:「児童」の三人目) 月額25,000円

②19歳 0円 (「児童」でないのでカウントをしない)

8歳 10,000円 (第1子:「児童」の一人目)

5歳 10,000円 (第2子:「児童」の二人目) 月額20,000円

☆手当の支払い方法

支給期＝6月(2,3,4,5月分) 10月(6,7,8,9月分) 2月(10,11,12,1月分)

※ただし、前支払期月に支払うべきであった児童手当又は支給すべき事由が消滅した場合は、支払期月でない月であっても支給されます。

☆支給の始期

始期は受給資格者が認定請求をした日の属する月の翌月。ただし、事実発生の翌日から起算して15日以内に届けが提出された場合の支給開始は、事実の発生した日の属する月の翌月から支給されます。

4/1	4/30	5/1	6/1	15日以内に提出しているので、事実発生の翌月から支給
	事実発生	学校給受開始		
				※事実発生が月の初日の場合でも、「扶養手当」の取扱いとは違い、翌月から支給開始となります。
4/1	4/30	5/20	6/1	15日を経過して提出されているので、請求のあった翌月から支給
	事実発生	学校受付	支給開始	

☆認定の手続き

【正規教職員・再任用職員】…(1)

諸手当・年末調整システムへ入力し、申請します。

ログイン画面 URL <http://kejsv.kochi-ej.kcc-ix.ne.jp/gao/jsp/index.jsp>

※市町村立学校諸手当・年末調整システム用アカウント通知書のユーザIDとパスワードを使用してログインします。

☆申請者 操作マニュアルはこちらから (P67~80)

※手順については[フローチャート](#)参照

【臨時的任用教職員・会計年度任用職員】…(2)

全て紙様式で提出します。

① 新たに受給資格が生じたとき・増額改定を行うとき

提出書類

◇児童手当認定等請求書 (1)システム入力(印刷不要) (2)紙様式2部

◇送付票 (表示された添付書類のうち、提出するものに手書きで☑する) (1)のみ

◇認定請求書への添付書類

※マイナンバー表示のないものを取得するか、黒塗りの上コピーして添付

事 由	添 付 書 類
同居している場合	①世帯全員の住民票の写し(世帯主氏名及び世帯主との続柄があるもの) ②受給資格者及び配偶者の前年(1~5月分の児童手当に係る請求の場合は、前々年)の所得証明書 (配偶者が受給資格者の所得証明書において控除対象配偶者となっている場合又は配偶者がいない場合は配偶者分は不要)
別居している場合	①受給資格者及び別居している児童の世帯全員の住民票(世帯主氏名及び世帯主との続柄があるもの) ②監護し、生計を同じくしている事実を明らかにできる書類 (監護・生計同一(維持)申立書 様式第2号) ③受給資格者及び配偶者の前年(1~5月分の児童手当に係る請求の場合は、前々年)の所得証明書(配偶者が受給資格者の所得証明書において控除対象配偶者となっている場合又は配偶者がいない場合は配偶者分は不要)
実子でない児童を養育している場合(養子)	①養子縁組を明らかにする書類 ②生計維持・監護していることを明らかにする書類 (監護・生計同一(維持)申立書 様式第2号)
実子でない児童を養育している場合(生計維持・監護している子)	①生計維持・監護していることを明らかにする書類 (監護・生計同一(維持)申立書 様式第2号)
児童が留学している場合	①海外留学に関する申立書(様式第3号) ②留学の事実がわかる書類(留学先の在学証明書等)



認定請求書の書き方は7~8ページの記入例を!

	③留学前の国内居住状況がわかる書類（戸籍の附票の写し等） ④翻訳書（添付書類が外国語で記載されている場合）
請求者が未成年後見人の場合	①未成年後見人に係る申立書（様式第4号） ②児童の戸籍抄本
請求者が父母指定者の場合	①父母指定者指定届受領書（児童の住所地の市町村が交付） ②児童が全寮制の学校に在籍している等の事情で父母指定者と同居していない場合は、当該児童の状況がわかる書類（学校の寮への入寮証明書等）
離婚協議中である父母が別居している場合で、法第4条第4項の規定に基づき児童と同居している者が請求する場合	離婚協議中であることを明らかにできる書類（協議離婚申し入れに係る内容証明郵便の謄本、調停期日呼出状の写し、家庭裁判所における事件係属証明書、調停不成立証明書の写し等）

② 児童手当現況届（6月）

手当を受給している者は、6月1日現在における状況により、引き続き手当を受ける要件があるか確認する必要があります。

提出書類

- ◇児童手当認定等請求書（現況届）（1）システム入力（印刷不要）（2）紙様式1部
- ◇送付票（表示された添付書類のうち、提出するものに手書きで☑する）（1）のみ
- ◇認定請求書への添付書類・・・認定請求に係る添付書類と同じ書類

③ 児童手当額の減額・支給の消滅

児童を養育しなくなった又は児童が日本国内に住所を有しなくなったこと等により、養育する児童の数が減ったとき

提出書類

- ◇児童手当認定等請求書（1）システム入力（印刷不要）（2）紙様式2部
- ◇送付票（表示された添付書類のうち、提出するものに手書きで☑する）（1）のみ
- ◇認定請求書への添付書類・・・児童を養育しなくなったこと等の事由及びその事由の発生日年月日が確認できる書類

※届出が遅れると、支給の始期が遅くなったり、多額の戻入が生じることがありますので、変更がありましたら早めの提出をお願いします。

～令和2年度より、臨時的任用教職員の児童手当は県から支給されます～

（１）任用開始時

市町村から受給している場合は、速やかに市町村で消滅の手続きをしてください。
届出を行う際には、任用前に受給していた児童手当の消滅を確認するため、消滅通知書又は連絡票等の添付が必要です。

（２）任用終了（退職）時

教職員・福利課より児童手当支給事由消滅通知書（様式第6号）が送付されます。
次の所属又は市町村での申請手続きには同通知書が必要です。

〈空白期間の取扱い〉

任用期間終了時から次の任用期間までの間（空白期間）が2週間以内であり、任用期間終了時までにはあらかじめ次の雇用先が明らかである場合など、事実上の任用期間が中断していないと認められるものであれば、引き続き児童手当が支給されます。

認定

様式第1号

児童手当認定等請求書（届）

受付印を学校で押印

受付

〇年〇月〇日

●●●学校

所属長に提出した日

〇年 〇月 〇日提出

任命権者 高知県教育委員会様		請求者 (届出者)	所属 四万十町立●●小学校	職 〇〇	職員番号 〇〇〇〇〇〇
該当項目に〇		氏名 〇〇 〇〇	性別 〇	生年月日 昭平 〇年〇月〇日	住所 高岡郡四万十町●●123番地
請求・届出事由 認定 現況届・増額改定・減額改定・氏名変更・住所変更・消滅・その他（ ）					
児童	氏名	続柄	性別	生年月日	同居別居 別
	●● ▲▲	長男	男	H〇.〇.〇	同 別
氏名		続柄	性別	生年月日	同居別居 別
●● ▲▲		長男	男	H〇.〇.〇	同 別
住所		監護の有無 有・無	生計 同一		
高岡郡四万十町●●123番地		有・無	同一		
海外留学をしている場合の出国年月		維持			
		有・無			
※養育する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるすべての児童を記載					
譲渡所得の有無 有・無		配偶者の状況		氏名 〇〇 □□	
所得の状況 令和2年分所得額 5,000,000 円				住所 高岡郡四万十町●●123番地	
扶養親族等及び児童の数 (うち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数 1人 0人)				職業 店員(〇〇薬局)	所得 900,000 円
備 所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の数(申請者の証明書に記載された人数)		職業と合わせて勤務先も記入するのが望ましい			
決定理由	摘要 取扱者確認欄	前年分(1~5月分請求時は前々年分)の市町村長の所得証明の額			
内容 改定 〇年 〇月 〇日		月	日	手当額 円	手当の額の基礎となる児童数 人
					每期支給額 円
左記のとおり決定する。なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3月以内に内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます。 令和 年 月 日 認定者職氏名					

実際に住んでいる住所
(住民票の住所と違う場合は、申立書添付)

実際に住んでいる住所を記入
同居であり、かつ、住民票上の住所で
実際に居住している場合は、省略可

同一・・・生計を同じくする(児童と養育者の間に生活の一体性がある、別居可)
維持・・・生計を維持する(児童の生活費の大半を支出している)

現況届

様式第 1 号

受付印を学校で押印

受 付

〇年〇月〇日

●●●学校

所属長に提出した日

〇 年 〇 月 〇 日 提出

児童手当認定等請求書（届）

任命権者 高知県教育委員会様		請求者（届出者）	所属 四万十町立●●小学校	職 〇〇	職員番号 〇〇〇〇〇〇				
該当項目に〇		氏名 〇〇 〇〇	性別 〇	生年月日 昭平 〇年〇月〇日	住所 高岡郡四万十町●●123番地				
請求・届出事由 認定・現況届・増額改定・減額改定・氏名変更・住所変更・消滅・その他（ ）									
児 童	氏 名	続柄	性別	生年月日	同居別居 別	海外留学をしている場合の出国年月	住 所	監護の有無 有・無	生計関係 同一・別
	●● ▲▲	長男	男	H〇.〇.〇	同・別		高知市〇〇番地	有・無	同一
								有・無	維持
※養育する 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にあるすべての児童を記載									
譲渡所得の有無		有 ・ 無		配偶者の状況		氏 名	〇〇 □□		
所得の状況		令和 2 年分所得額 5,000,000 円				住 所	高岡郡四万十町●●123番地		
扶養親族等及び児童の数		1 人 (うち老人控除対象配偶者及び老人等養親族の合計数 0 人)				職 業	店員(〇〇薬局)	所 得	900,000 円
備	所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の数（申請者の証明書に記載された人数）								
職業と合わせて勤務先も記入するのが望ましい									
決 定 理 由	前年分の市町村長の所得証明の額		左記のとおり決定する。なお、この決定に不服のあるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して 3 月以内に内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます。 令和 年 月 日 認定者職氏名						

実際に住んでいる住所
（住民票の住所と違う場合は、申立書添付）

実際に住んでいる住所を記入
同居であり、かつ、住民票上の住所で
実際に居住している場合は、省略可

同一・・・生計を同じくする（児童と養育者の間に生活の一体性がある、別居可）
維持・・・生計を維持する（児童の生活費の大半を支出している）